

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 香坂 薫 様 様 あて名 〒107-0062 日本国東京都港区南青山3丁目5番2号 南青山第一 一蕪沢ビル3階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 08.01.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 KP180901PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/033512	国際出願日 (日.月.年) 10.09.2018	優先日 (日.月.年) 08.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01N31/00(2006.01)i, G01N21/77(2006.01)i, G01N21/78(2006.01)i, G01N31/22(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) キャビノチェ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 20.12.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大瀧 真理 電話番号 03-3581-1101 内線 3252	
		2J	9812

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6, 8-10, 12-13	有
	請求項	7, 11, 14	無
進歩性 (I S)	請求項	3, 6	有
	請求項	1-2, 4-5, 7-14	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1: JP 2015-152341 A (キャビノチェ株式会社) 2015.08.24, [請求項 1]-[請求項 7], [0023]-[0025], [図 1], [図 3] (ファミリーなし)

文献 2: 日本国実用新案登録出願 63-57496 号(日本国実用新案登録出願公開 1-162652 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (藤本庸嘉) 1989.11.13, 実用新案登録請求の範囲, 明細書 6 頁, 第 1 図, 第 2 図, 第 4 図 (ファミリーなし)

文献 3: 日本国実用新案登録出願 51-117728 号(日本国実用新案登録出願公開 53-36381 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (立本二郎, 小林均) 1978.03.30, 実用新案登録請求の範囲, 第 1 図, 第 2 図 (ファミリーなし)

文献 4: JP 2014-238381 A (キャビノチェ株式会社) 2014.12.18, [請求項 1], [0019], [0029] & US 2016/0123867 A1, claim 1, [0021], [0032] & WO 2014/196521 A1 & EP 3006936 A1

文献 5: JP 9-15237 A (株式会社浜電子) 1997.01.17, [請求項 1], [請求項 9], [0043]-[0048], [0062]-[0074], [図 3], [図 7], [図 8] (ファミリーなし)

文献 6: JP 3136622 U (パイロットインキ株式会社) 2007.11.01, [請求項 1], [0008] (ファミリーなし)

文献 7: JP 2011-63914 A (アサヒ繊維工業株式会社) 2011.03.31, [請求項 1], [0022], [図 3] (ファミリーなし)

請求項 1-2、4-5、10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 と文献 2-3 より進歩性を有しない。文献 1 には、水を通さない素材により中空に形成され、長手方向における一端の近傍に配置された吸水用開口、他端の近傍に配置された蒸散用開口を有する本体部 (請求項 4、請求項 5) と、前記本体部の他端に接続され、内部の中空部を視認可能な表示部 (請求項 1) と、前記表示部の端部のうち、前記本体部と接続される端部と反対側の端部に接続され、前記表示部の中空部に蓋をする上端部 (請求項 6) と、前記本体部、及び前記表示部の内部において、少なくとも前記吸水用開口から前記表示部まで充填された吸水材 (請求項 4) と、前記表示部の位置において前記吸水材を覆って配置され、吸水状態と乾燥状態とで色調が変化する色変化部 (請求項 4) とを備える、土壌用水分インジケータが記載されている。よって、文献 1 に記載された発明は、上端部が、表示部と取り外し自在かどうか明らかでない点でのみ、本願発明と相違している。

(補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

そして、本願と同様に吸水状態と乾燥状態とで色調が変化する色変化部を用いた土壤用水分インジケータにおいて、本願の上端部に相当する蓋の部分が取り外し可能である構成は、文献 2-3 に記載のように周知の構成であって（文献 2 のキャップ 5、文献 3 の透明な蓋 4）、本願の上端部を取り外し可能とすることに、格別な困難性は認められない。

請求項 7、11、14 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 と文献 5-6 より進歩性を有しない。

文献 4 には、吸水材として精錬漂白加工を行い油分を取り除いた綿布を振って棒状にしたものを用い、本体部の管内に挿入したときに表示部から見える位置を水検出シートで覆い、吸水材と水検出シートとのセットの状態、本体部の管内に挿入して、土壤用水分インジケータを製造したことが記載されている。文献 4 では、吸水材が不織布に限定されていない。しかしながら、土壤用水分インジケータに用いる吸水材に不織布を用いることは文献 5-6 に記載されており、不織布を採用することは容易である。

請求項 8-9、12-13 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 と文献 5-7 より進歩性を有しない。棒状の不織布の成形方法として、所定径の管に通すことは、通常の方法である。例えば、文献 7 参照。

請求項 7、11、14 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 5 から新規性及び進歩性を有さない。文献 5 の [0063]-[0065]、図 7-8 参照。文献 5 の繊維状シート部材 37 は感水変色シート部材 41 が接合配置されており、繊維状シート部材 37 及び感水変色シート部材 41 と合わせて、請求項 7 の水検出ユニットに相当する。

請求項 3、6 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。色変化部を内包する透明な筒は、最も関連のある先行技術文献であると認められる文献 1 にも開示されていない。